

事 務 連 絡
平成23年6月17日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

夏期の電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更に対応した休日保育特別事業、延長保育特別事業及び家庭的保育特別事業の実施方法について

夏期の電力需給対策に対応した休日保育等の実施については、「夏期の電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更に対応した延長保育事業、休日保育事業及び家庭的保育事業の実施について」（平成23年5月18日雇児保発0518第1号）及び「夏期の電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更に対応した延長保育事業、休日保育事業及び家庭的保育事業の実施にあたっての具体的方策について」（平成23年5月18日付事務連絡）により、利用者ニーズの把握と実施体制の確保についてお願いしているところです。

今般、事業の実施方法について、別紙（案）を作成しましたのでお知らせします。

市町村におかれましては、別紙（案）に基づき、事業を実施していただくようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内市町村へ周知の上、円滑に事業が実施できるよう御配慮ください。

また、事業を実施するに当たり、新たに必要となる経費にかかる財政支援については、安心子ども基金を活用して行います。

なお、財政支援の内容を含む正式な通知は追って送付します。

（連絡先）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

保育課地域保育係 島田・平井

電 話 03-5253-1111（内線 7928）

F A X 03-3595-2674

(別紙) 休日保育特別事業、延長保育特別事業及び 家庭的保育特別事業の実施方法について (案)

I 休日保育特別事業

1 事業の目的

電力需給対策に伴う就業時間等の変更により、日曜日、国民の祝日等(以下、「休日等」という。)においても保育が必要な児童を保育することを目的とする。

2 実施期間

電力需給対策実施期間

(平成23年7月～9月。ただし、電力需給対策による就業時間等の見直しにより期間外に影響が及ぶ場合を含む。)

3 実施主体

実施主体は市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は市町村が適切と認めた者とする。

4 対象児童

本事業の対象となる児童は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)(以下「法」という。)第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童であって、電力需給対策に伴い企業等が就業時間等を変更することにより、電力需給対策期間中の休日等においても保育が必要な児童とする。

5 対象事業

- (1) 電力需給対策実施期間において、新たに休日保育を実施する事業
- (2) 既に休日保育を実施している保育所等において、電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更により保育が必要となる児童を保育する事業。

6 実施要件

- (1) 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)(以下「最低基準」という。)第33条第2項の規定に基づき、対象児童の年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士又は児童福祉法第6条の

2 第7項に規定する家庭的保育者（以下「保育士等」という。）を配置すること。

ただし、配置する保育士等の少なくとも半数以上は保育士とし、その数は全体で2名を下回らないこと。

既に休日保育を実施している保育所等において、電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更により保育が必要な児童を預かる場合は、電力需給対策実施期間に限り、上記の実施要件により実施することができる。

- (2) 対象児童に対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。
- (3) 本事業の実施場所は、保育所又は継続的な使用が確保される最低基準第32条に定める設備の基準を満たす施設とすること。
(また、特定の児童を対象とする事業所内保育施設等は除く。)

7 利用料

本事業を実施するに当たっては、保護者負担を徴収しないこと。

Ⅱ 延長保育特別事業

1 事業の目的

電力需給対策に伴う就業時間等の変更により、保育所の開所時間を越えた時間帯に保育が必要となる児童を保育することを目的とする。

2 実施期間

電力需給対策実施期間

(平成23年7月～9月。ただし、電力需給対策による就業時間等の見直しにより期間外に影響が及ぶ場合を含む。)

3 実施主体

実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は保育所を運営する者とする。(公立保育所も対象とする。)

4 対象児童

本事業の対象となる児童は原則として保育所等の利用児童であって、電力需給対策に伴い企業が就業時間等を変更することにより保育が必要となる児童とする。

5 対象事業

(1) 延長保育推進特別事業

- ① 電力需給対策実施期間において、新たに延長保育を実施する保育所が、(2)①アの事業を実施する場合に、保育所における保育士配置の充実を図ることにより、11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応の推進を図る事業。

(2) 延長保育特別事業

① 時間延長に伴う加算

ア 電力需給対策実施期間において、保育所の11時間の開所時間の前後において、更に30分以上の延長保育を実施する事業。

イ 既に延長保育を実施している保育所が、電力需給対策実施期間において延長保育時間を更に30分以上延長する事業。

② 利用児童数に伴う加算

電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更により保育が必要となる児童を保育する事業。

6 実施要件

(1) 延長保育推進特別事業

- ① 11時間の開所時間内に児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項及びその他の補助金等の配置する保育士のほか、保育士を1名以上加配すること。

(2) 延長保育特別事業

- ① 延長時間帯に、対象児童の年齢及び人数に応じて保育士を配置すること。ただし、保育士の数は2名を下ることはできない。
- ② 延長時間区分については、利用ニーズに応じて1日ごとに定めて構わない。
- ③ 同一保育所又は駅前等利便性の高い場所に設置した施設において開所時間の前及び後ろで延長保育を実施する場合は、前後の延長保育時間及び対象児童数を合算することはせず、前及び後ろそれぞれ延長時間を定めること。
- ④ 事業の実施に当たっては、保育所の他、公共的施設の空き部屋など適切に事業が実施できる場所を確保すること。
- ⑤ 対象児童に対し、適宜、間食又は給食等を提供すること。

7 利用料

本事業を実施するに当たっては、保護者負担を徴収しないこと。

Ⅲ 家庭的保育特別事業

1 事業の目的

電力需給対策に伴う就業時間等の変更により、家庭的保育者による保育時間の延長等が必要となる児童を保育することを目的とする。

2 実施期間

電力需給対策実施期間

(平成23年7月～9月。ただし、電力需給対策による就業時間等の見直しにより期間外に影響が及ぶ場合を含む。)

3 実施主体

実施主体は市町村とする。

4 対象児童

対象児童は、原則として、現に保育対策促進事業における家庭的保育事業を利用している児童のうち、電力需給対策に伴い企業が就業時間等を変更したことにより保育時間または保育日の変更が必要となる児童とする。

5 対象事業

- (1) 電力需給対策に伴い企業が就業時間を変更することにより、家庭的保育者の保育時間を延長する事業。
- (2) 電力需給対策に伴い企業が就業日を変更することにより、家庭的保育の実施日を増加する事業。

6 実施要件

- (1) 電力需給対策により、家庭的保育者の保育時間が電力需給対策前の保育時間より延長された場合に、加算の対象となる。

(例)〔電力需給対策前〕

児童A 8～18時、児童B 8～18→保育時間8～18

〔電力需給対策後〕

児童A 8～18時、児童B 11～21→保育時間8～21(加算対象:3時間)

- (2) 電力需給対策により、家庭的保育者の保育日数が電力需給対策前の保育日数より増加した場合に、加算の対象となる。

(例)〔電力需給対策前〕

児童A=月～金、児童B=月～金→保育日数=5日

〔電力需給対策後〕

児童A=月～金、児童B=火～土→保育日数=6日(加算対象:1日)

(3) 保育の開始(終了)時間または実施日に変更になった場合でも、家庭的保育者の保育時間や保育日数が変わらない場合は、加算の対象としない。

7 利用料

本事業を実施するに当たっては、保護者負担を徴収しないこと。

安心こども基金の概要

安心こども基金 総額(国費) 3727億円

20年度第2次補正予算	1000億円
21年度第1次補正予算	1500億円
21年度第2次補正予算	200億円
22年度補正予算	1000億円
23年度第1次補正予算	27億円

安心こども基金(平成20年度第2次補正予算)

1000億円

基金創設(平成20年度～22年度)により、新待機児童ゼロ作戦(保育所等緊急整備事業(一部、補助率の引き上げ)等)の前倒し実施
→ 15万人分の受入体制の整備

安心こども基金の拡充(平成21年度第1次補正予算)

1500億円

- ①保育サービス等の充実 … 雇用情勢悪化等による待機児童の増加に対し、速効性のある対応等
- ②すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実 … 創意工夫により地域の子育て力をはぐむ取組等の拡充
- ③ひとり親家庭等への支援の拡充 … 厳しい雇用情勢下、資格取得支援とその間の生活保障、在宅就業支援等
- ④社会的養護の拡充 … 児童養護施設等の生活環境改善、安定した就職が困難な退所児童の生活・就業支援等

安心こども基金の拡充(平成21年度第2次補正予算)

200億円

待機児童解消のため、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館等)を活用した、

- 小規模な認可保育所(分園等)の設置に係る施設整備、賃賃料、改修費
 - 家庭的保育の実施場所の改修費や賃賃料
- について補助基準額及び補助率の引き上げ

安心こども基金を積み増すとともに事業実施期限を平成23年度末まで延長する

- ① 保育サービス等の充実として、待機児童の解消を目指す保育所の整備事業等を実施
 - ② すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実
 - ③ 児童虐待防止対策の強化として、子どもの安全確認の強化のための補助職員の雇い上げや広報啓発など(新規)
- 以上のほか、社会的養護の拡充やひとり親家庭等への支援についても、事業を継続実施

安心こども基金の積み増し

- 被災した児童への相談・援助事業

政府補助金

「休日保育」に50億円

節電対策、操業日変更で

中月

6/22

政府は、節電対策に伴う企業の休日操業に対応し、保育所と小学生を放課後に預かる「放課後児童クラブ」（学童保育）を日曜や休日を開くため、五十億円程度の補助金を設ける方針を決めた。財源は国庫負担で都道府県に設置されてい

る「安心子ども基金」を活用。厚生労働省は、休日保育所などに預けた場合は、平日で利用しなかった日から振り替えたのみなし、新たに利用料を取らないことも通知した。しかし、一部の自治体では追加負担を求めるところを周知してお

り、国の対応の遅れを批判する声も上がっている。補助率は保育所、学童保育いずれも50%で、地方自治体の負担は通常より軽くなる。期間は原則として七月九月までの三カ月間だが、節電対策のために十月以降に休日出勤が

発生した場合などは柔軟に対応する。トヨタ自動車など自動車関連企業の工場を抱え、市町村への財政支援の方針を打ち出した愛知県の大村秀章知事が二十一日、細川律夫厚労相に国の支援を要請。細川氏は「基金を活用して対応する」と述べた。

各地の原発停止に伴う夏の節電対策で、休日操業の企業の増加が想定されるため、名古屋市や豊田市などでは休日保育を実施する施設を増やすことを決定した。ただ、保育士など人材が確保できるめどは立っていない。対応できる施設も限られるため、休日だけ別の施設に遠距離通所を強いられる恐れもある。厚労省は「多くの企業が休日操業を検討中の段階で、ニーズがどれぐらいいなるかは把握できていない」としている。